

大里広域市町村圏組合意見公募手続に関する要綱の解説

(令和3年3月1日作成)

(目的)

第1条 この告示は、意見公募手続に関し必要な事項を定めることにより、組合の基本的な政策等の形成過程における住民参画の機会を広げるとともに、より透明性の高い行政運営を図ることを目的とする。

- 1 意見公募手続は、政策等の案を事前に公表し、住民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する組合の考え方を公表する一連の手続をいいます。この制度の実施により、政策形成の過程における公正の確保と透明性の向上が図られるとともに、住民参画を一層推進することができます。
- 2 今までも各所属の判断で、意見公募手続に類似した手法を用いた例はありますが、この要綱の制定により、組合共通のルールとして制度化するものです。
- 3 この制度は、あくまでも政策等の案の内容をより良いものにするために、住民から意見を募集し、意思決定を行うための参考とするものですから、賛成・反対の各意見の多さで意思決定の方向を判断する住民投票のような制度ではありません。この制度においては、多数意見も少数意見も一意見として扱います。
- 4 組合の基本的な政策等の策定にあたって設置している委員会や審議会等との関係については、これまでは、委員会や審議会等の委員の意見だけが情報源でしたが、この手続により情報源の拡大や多様性が図られ、一般の住民からも幅広い意見をいただけるようになります。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 意見公募手続 組合の基本的な政策等の意思決定過程において、その政策等の趣旨、内容等を公表し、これらに対して提出された住民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見に対する組合の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 管理者及び監査委員をいう。
- (3) 住民 次に掲げるものをいう。
 - ア 圏域内に住所を有する者
 - イ 圏域内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
 - ウ 圏域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 圏域内に存する学校に在学する者
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、意見公募手続に係る事案に利害関係を有するもの

1 「意見公募手続」は、「パブリックコメント手続」や「意見提出手続」などともいわれますが、平成17年6月の行政手続法の改正で意見公募手続として制度が新設されたことや、これにともない「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（平成11年閣議決定）」が平成18年4月に廃止されたこと等を考慮して「意見公募手続」を用いています。

2 公平委員会は、審査機関という性格上、政策等を策定することが考えられないため、議決機関である議会とともにこの要綱の実施機関から除きます。

3 利害関係を有するものとして、アからエに該当しない納税義務者等を想定しています。

なお、意見公募手続は、有益な意見や情報を得るための手続であることから、意見を提出できる範囲を限定すべきではないという考え方もあるので、住民に該当しないものからの意見や情報であっても、実施機関の判断により考慮することができるような運用とします。

(対象)

第3条 意見公募手続の対象となる組合の基本的な政策等（以下「政策等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 組合の総合的な構想及び計画又は個別の行政分野における基本的な方針及び計画の策定又は重要な変更
- (2) 組合の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (4) 組合の基本的な方向性を定める憲章及び宣言の制定又は改廃
- (5) その他実施機関が必要であると認めるもの

1 意見公募手続は、行政におけるすべての事務事業を対象として実施するものではありません。住民生活への影響、事務執行の効率、意見公募手続の実施に見合う効果などを考慮し、組合の基本的な政策等を対象として実施します。

意見公募手続を実施する政策等であるかどうかは、当該政策等を所管する実施機関が、要綱を踏まえて判断します。なお、この条をはじめこの要綱に規定する実施機関の事務は、その計画等の担当課長が行います。

2 第1号の「組合の総合的な構想及び計画」とは、組合全般や複数の分野を包含したものを指し、「個別の行政分野における基本的な方針及び計画」とは、ごみ焼却施設の建設及び管理運営、不燃物処理場の建設及び管理運営、介護保険などの個別の行政分野において定めているものを指します。

3 第2号の「組合の基本的な制度を定める条例」とは、組合全般又は個別行政分野における基本理念、方針、組合の事業を推進する上での共通の制度を定めるものをいいます。ただし、事務分掌に関する条例、職員の給与に関する条例など行政内部のみに適用されるものは、該当しません。

4 第3号の「住民に義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、地方自治法第14条第2項（普通地方公共団体は、義務を課し、又は権

利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。)に基づく条例をいいます。

地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例については、地方自治法第74条第1項に定める条例の制定または改廃の請求の対象から除外されていますので、同法規定に準じて、この要綱においても対象としません。

5 第4号は、組合の基本的な方向性を定める憲章及び宣言の制定又は改廃がこの要綱の対象になることを定めたものです。

6 第5号は、実施機関が必要であると認めるものについてもこの要綱の対象になることを定めたものです。

2 前項の規定にかかわらず、政策等が次の各号のいずれかに該当する場合には、意見公募手続の対象としない。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なものである場合
- (2) 法令等に基づき意見聴取の手続を実施する場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、意見公募手続を実施しないことについて合理的な理由があると認められる場合

1 第2項は、意見公募手続の適用除外を定めています。

2 第1号の「緊急を要するもの」とは、早期に実施する必要があるため、意見公募手続を実施するいとまがない場合をいい、「軽微なもの」とは、政策等の大幅な改正や基本的な事項の改正が伴わない場合をいいます。

3 第2号の「法令等に基づき意見聴取の手続を実施する場合」とは、法定縦覧手続など、案の公表、住民の意見提出が法令で定められている場合をいいます。

4 第3号の「合理的な理由」とは、附属機関等（地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関及びそれに準ずる機関。いわゆる審議会等をいう。）が必要に応じて自らこの要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した答申等を受けて組合が意思決定を行う場合において、同様の案について手続を繰り返すことは費用対効果や効率性の観点から望ましくないと考えられるものであり、この場合については改めてこの要綱の定める手続を経ないこととします。

なお、ここでいう「この要綱に定める手続に準じた手続」とは、附属機関等がこの要綱の手続と同様に政策等の案を事前に公表し住民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する一連の手続をいい、その場合の手続に係る事務については、当該附属機関等の庶務担当課が当該附属機関等の名称で実施することとなります。

(案等の公表)

第4条 実施機関は、意見公募手続を実施する場合は、政策等の案を決定する前の適切な時期に、当該政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による公表に併せて政策等の案の説明に必要な資料を適宜作成し、これを公表するものとする。この場合において、当該資料は、住民が当該政策等の案について容易に理解することができるものとするように努めなければならない。

3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧、インターネットの利用その他実施機関が定める方法により行うものとする。

1 公表は、政策等の案を決定する前の適切な時期（最終的な意思決定を行う前）に行います。

なお、条例案や議会の議決を要するものは、議会提案前のことをいいます。

2 政策等の案を公表するに当たっては、住民がその案件について内容を十分理解し、適切な意見を提出できるように、住民にとってのわかりやすさを心がけるとともに、案だけでは十分理解できない場合には、関係資料及び関連情報を併せて提供します。

3 第3項の「実施機関が指定する場所」とは、担当課はもちろん、可能であれば曙町事務所、各センター、介護保険事務所などを考えています。「インターネットの利用」とは、組合ホームページなどの利用を指し、「その他実施機関が定める方法」とは、構成市町の広報誌への掲載などをいいます。

4 案等が相当量になる場合に、そのすべてをホームページや広報紙等に掲載することは行政効率の面から不適當と思われるので、活用する公表方法すべてにおいて、案等の全体を掲載する必要はありません。この場合は、案等の入手方法を明確にして、周知することとします。

(意見の提出)

第5条 実施機関は、住民からの意見提出の利便を図るため、提出期間及び提出方法を、政策等の案を公表する際に明示するものとする。

2 意見の提出期間は、おおむね1月を目安として実施機関が定める。

3 意見の提出方法は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 郵便又は信書便

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 実施機関が指定する場所への書面の持参

(5) その他実施機関が定める方法

4 実施機関は、住民が意見を提出する際には、その住所、氏名及び連絡先（法人その他の団体にあつては、その名称、所在地及び連絡先）を明らかにするよう求めるものとする。

1 政策等の案を公表するときには、併せて意見の提出期間及び提出方法を明示します。

2 意見の提出期間の「1月」は目安であり、政策等の担当課長が、住民が意見を提出するために必要な時間を十分確保した上で、その政策等の内容の重要度や意思決定を行うまでのスケジュールを考えて定めます。

3 意見の提出は、郵便又は信書便、ファクシミリ、電子メール、実施機関が指定する場所への書面の持参により行います。

4 住民が意見を提出する際には、意見提出にかかる責任の所在をはっきりさせることと、意見内容の確認を行う可能性があるため、原則として、意見を提出した者の住所、氏名及び連絡先（法人等の場合は、その名称、所在地及び連絡先）を明らかにするよう求めます。

(意見の取扱い)

第6条 実施機関は、住民から提出された意見を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を第4条第3項の規定の例により公表するものとする。ただし、提出された意見が大里広域市町村圏組合情報公開条例（平成14年条例第6号）第7条第1項各号に掲げる非公開情報に該当する場合を除く。

- (1) 提出された意見の概要
- (2) 提出された意見に対する組合の考え方
- (3) 政策等の案を修正した場合の当該修正内容

1 実施機関は、提出された意見を考慮して意思決定を行いますが、提出された意見を必ず採り入れるということではなく、提出された意見を十分考慮して、その上で判断するということが意見公募手続の趣旨です。

2 意見公募手続は、政策等の案の賛否を問うためのものではないので、賛否の結論だけを示した意見については、必ずしも実施機関の考え方を示す必要はありませんが、そのような意見があったことは、公表する必要があります。

3 類似の意見が多数あった場合は、行政コストや事務の効率の点から考えて、類似する意見を集約するなど整理・工夫をして公表します。

4 実施機関の考え方を公表するときは、案等を公表する場合に準じることとし、実施機関の考え方を示すに当たっては、住民にとってわかりやすい表現に努めます。

5 意見は公表が原則ですが、不適当な事項については、その政策等の担当課長の判断と説明責任のもとに、その全部又は一部を公表しないことがあります。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、意見公募手続に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

- 1 今後の具体的な案件の運用を通して寄せられる住民からの意見を踏まえて、必要があれば、制度の見直しを行っていきます。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に意思決定の過程にある政策等については、この告示の規定は、適用しない。

1 この制度の円滑な導入を図るため、この要綱の施行に当たり、現に意思決定の過程にある政策等については、立案のスケジュール等に配慮し、この要綱は適用しませんが、可能な範囲においてこの制度に準じた手続を実施することとします。